別紙様式第２号

令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化

等対策事業）補助金交付決定通知

長畜第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

事業実施団体等

代表者名　　　　　　　　様

一般社団法人　長野県畜産会

会長

　令和　年　月　日付け第　号をもって申請のあった令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和　　年　　月　　日付け第　　　　号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった令和　　年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

２　補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額　　　　　　　　　　　　円

３　補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。

①　交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）

②　令和　年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額

４　事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２農畜機第４３８０号）及び長野県肉用牛経営安定対策補完業実施要領の定めるところに従わなければならない。また間接補助事業者も同様とする。

５　この補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協会会長に報告してその指示を受けなければならない。

６　この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。

７　この補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加額が５０万円未満の機械・器具及びソフトウェアを除く。）については、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成１６年４月８日付け１６農畜機第１２３号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また間接補助事業者も同様とする。

８　前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。また間接補助事業者も同様とする。

９　取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。また間接補助事業者も同様とする。

10　取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。また間接補助事業者も同様とする。

（注）本文中、「記」以下の記載内容については、理事長から長野県畜産会会長に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。